

青森県報

第四千七十五号

平成二十七年
十一月二十日
(金曜日)

目 次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 保 険 課 ……)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同 ……)	一
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(障 害 福 祉 課 ……)	二
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県 民 生 活 文 化 課 ……)	二
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(同 ……)	二
建設業者の許可の取消し……………	(中 南 地 域 民 局 ……)	三
右 同……………	(県 民 局 ……)	三
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可……………	(西 北 地 域 民 局 ……)	三
人事委員会		
人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………	(職 員 課 ……)	三
公安委員会		
指定講習機関の代表者の氏名変更の届出……………	(運 転 免 許 課 ……)	四

告 示

運転免許取得者教育認定機関の代表者の氏名変更の届出…(同)…四

青森県告示第八十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
株式会社 ふあみりあ	五所川原市大字 中泉字田川二〇 の二	通所介護	デイサービス ふあみりあ	平成 二七・二
			五所川原市大字 高野字北原二二 の一	

青森県告示第八十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う所	指 定 年 月 日

株式会社 ふあみりあ	五所川原市大字 中泉字田川二〇 の二	介護予防 通所介護	デイサービス あすふあみり	五所川原市大字 高野字北原二二 の一	平成 二七・二・二
---------------	--------------------------	--------------	------------------	--------------------------	--------------

青森県告示第八百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十七年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	担 当 する 医 療 の 種 類	指 定 辞 退 年 月 日
一般財団法人双仁会 黒石厚生病院	黒石市大字黒石字建石 九の一	心臓脈管外科に 関する医療	平成二七・三・一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十一月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人1Green Movement

三 代表者の氏名

竹島 央統

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字新井田字小久保尻一の一三二

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及び近隣市町村の住民を対象に、植樹、花植、清掃活動などを通じて自然環境保護活動に関する事業を行い、自然と人とが共生できる社会の実現と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十一月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人爽球会

三 代表者の氏名

赤沼 克美

四 主たる事務所の所在地

三沢市堀口二丁目五の一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、社会や行政と連携、協働しながら野球競技並びにスポーツの普及と技術の向上、スポーツマンとして立派な人格の形成に努めるとともに、健康増進と親睦交流、国際交流を促進する事業を行い、豊かな市民生活を増進し、公共の利益に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社佐藤惣建設

二 代表者の氏名 佐藤 隆

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字末広二丁目一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第九八九号

五 取消年月日 平成二十七年十一月二日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年十月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ツル産業株式会社

二 代表者の氏名 附田 幸枝

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字二又三三の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第五〇〇二八九号

五 取消年月日 平成二十七年十月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築一式、塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、小田川土地改良区の定款の変更を平成二十七年十一月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年十一月二十日

西北地域県民局長 山 本 馨

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月二十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 世界文化遺産 室長代理（人事事務等を主として担当する者に限る。）
産登録推進室

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第百二十七号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、指定講習機関である「株式会社五所川原モータースクール」から代表者の氏名変更の届出があったので、同条第一項の規定により公示する。

平成二十七年十一月二十日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	平山 徹治	小野 工	平成二十七年七月二十六日

青森県公安委員会告示第百二十八号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定により、次の運転免許取得者教育認定機関から代表者の氏名変更の届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年十一月二十日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 株式会社五所川原モータースクール

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	平山 徹治	小野 工	平成二十七年七月二十六日

二 合資会社青森中央自動車学校

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	辻川 忠	辻川 一明	平成二十七年九月十三日

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭